# 平成 20 年度決算に基づく「財政健全化法」に係る 4 指標等の状況

平成 21 年 1 0 月 5 日 門真市長 園部 一成

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
門真市		14.78	7.0	91.4
早期健全化	12.00	17.00	25.0	350.0
財政再生	20.00	40.00	35.0	

	資金不足比率		
	水道事業	下水道事業	
門真市	_	_	
経営健全化	20.0	20.0	

平成 19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)が公布され、平成 20年4月から一部施行(公表の義務化)となり、平成 19年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する4つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成20年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

健全化指標等は、平成 20 年度の決算が8月末に監査による審査が終わり、 今後決算特別委員会で議論され、12 月の第 4 回定例会で認定される予定となっておりますので、暫定値となっております。

#### 1. 財政健全化 4 指標

## 1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、四宮土地区画整理事業特別会計、都市 開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標 準財政規模に対する比率

(単位:%)

H20	H19	早期健全化 基準	財政再生 基準	備考
_	ı	12.00	20,00	早期健全化基準は、標準 財政規模により、 11.25%~15%以上

(単位:千円)

	実質収支額 (H2O)	実質収支額 (H19)
一般会計	47,424	25,132
四宮土地区画整理事業特別会計	0	0
都市開発資金特別会計	0	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	0
一般会計等合計	47,424	25,132
標準財政規模	26,287,412	26,249,209

平成 20 年度は、47 百万円の黒字のため、「一」となっています。また、単年度収支は、22 百万円の黒字であり、財政調整基金取崩し額は、7 億 80 百万円(対前年度 6 億 19 百万円の減)となっています。平成1 9年度と比べ、財政調整基金取崩し額が減少したものの、依然として基金に依存した財政運営となっているため、行財政改革等により収支改善が必要な状況となっております。

### 2)連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を 加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位:%)

H20	H19	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
14.78	16,63	17.00	40,00	早期健全化基準は、標準 財政規模により、 16.25%~20.0%以上

(単位:千円)

	実質収支額または	実質収支額または
	剰余額(H2O)	剰余額(H19)
一般会計等合計	47,424	25,132
国民健康保険事業特別会計	<b>▲</b> 5,764,948	<b>▲</b> 5,854,483
後期高齢者医療事業特別会計	21,853	_
老人保健事業特別会計	<b>▲</b> 15,251	▲87,600
水道事業会計	1,644,019	1,375,773
公共下水道事業特別会計	180,504	175,454
連結実質赤字	▲3,886,399	▲4,365,724

平成 20 年度決算については、国民健康保険事業特別会計において、7億円の単年度赤字が見込まれたため、一般会計より7億80百万円を繰出し、単年度赤字の抑制と累積赤字の縮小を行っています。

このことにより、連結実質赤字比率で 2.22%、連結実質赤字額で 5 億 8 1 百万円、早期健全化基準を下回る結果となっています。しかし、4 つの指標のうち最も危険な数値となっています。今後は、赤字額を徐々に減少させていく運営が必要であり、平成 20 年 3 月に策定した「財政健全化計画(案)の第 1 次改訂版」で、国民健康保険事業における徴収率の改善や計画的な一般会計からの繰入れを行うこととしています。

# 3)実質公債費比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計等が負担する市債(借金)等に係る元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(単位:%)

H20	H19	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
7.0	8.6	25.0	35.0	3年平均の数値

平成20年度は、7.0%で、早期健全化基準を下回る結果となっており、平成19年度に比べ 1.6%の減となっています。これは、都市計画事業等が縮小したことなどによるものです。今後、土地開発公社からの買戻しによる公共用地先行取得事業債や団塊世代の大量退職に伴う退職手当債の償還等も始まり、年々、数値は上昇傾向にあります。公債費(借金の元利償還金)が増加すると、経常収支比率が上昇し、義務的経費に縛られ、単独事業等が制限されることとなります。引き続き、適正な償還金を見据えた市債発行を行い、適正水準を維持する必要があります。

# 4)将来負担比率

本市のすべての会計に加え、土地開発公社の会計も含めた負債(借金)を対象として、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

(単位:%)

H20	H19	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
91.4	128.4	350	基準なし	ストック指標

平成 20 年度は、91.4%で早期健全化基準を下回る結果となっており、平成 1 9年度に比べ 37.0%の減となっています。これは、退職手当負担見込額で 72 億 94 百万円(対前年度 21 億 37 百万円の減)となり、都市計画事業等の縮小により充当可能特定歳入が 209 億 14 百万円(対前年度 43 億 6 百万円の増)となったことなどに伴うものです。早期健全化基準を下回っていますが、市債等残高は公共下水道事業特別会計等も含めると、893 億 79 百万円あるなど、将来の負担は決して小さくはなく、今後、徐々に減少させていく必要があります。

### 2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

(単位:%)

	H20	H19	経営健全化 基準
水道事業		_	20.0
公共下水道事業	_	_	20.0

どちらの事業も黒字のため、資金不足比率は、「一」となっています。当分の間は黒字が見込めますが、今後も適正な料金設定を行い黒字堅持の経営を行う必要があります。

# 3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定(議会の議決要)及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債 や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住 率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るという悪 循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

### 4. 新しい「財政健全化法」の概要

新しい法制度

#### 健全な団体

- ●指標の整備と情報開 示の徹底
- ・フロー指標 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率
- ・ストック指標 将来負担比率
- \*議会に報告し公表
- ●監査委員の審査に比率数値を付す

### 早期健全化団体

- ●「自主的」な財政 健全化計画策定(府 に提出)
- ・財政健全化計画策 定(議会の議決)
- 外部監査の要求の 義務付け
- ・計画が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は大阪府知事が勧告

#### 財政再生団体

- ●国等の関与による 確実な再生
- ・財政再生計画策定
- 外部監査の要求の 義務付け
- ・総務大臣と協議し 同意を求めること ができる
- ・地方債起債の制限
- ・財政運営が計画に 適合しない場合等 においては、予算 変更等の勧告もあ り

公営企業の経営の健全化

健

全財政

### [旧の制度の課題]

- П
- の
- 制度
- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期健全化の是正機能がない
- ・普通会計中心の収支の指標のみで、特別会計及びストック(負債等) の課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも明確な早期是正機能がない

財政悪化